

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2014年8月21日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころもない

ころもない

【第7号】

7月28日
第一回弁論
報告
元気いっぱいの
すべり出し

次回弁論（詳細は追ってお知らせ致します）

10月21日（火）10時より 大阪地裁202法廷

第一回口頭弁論報告

一〇時開廷の弁論。九時少し過ぎたところに、どれくらいの人々が地裁へ足を運んでくださったのかわかりませんでした。裁判所の北門（裏門）からロビーを突っ切って正門へ行くとしたところで、中島弁護士に呼び掛けられました。「早いですね」「様子を见ておこうと思つて」。

正門前には、すでにたくさんの人ばかり。裁判所は、急きょ抽選をすることにして、整理券の配布を始めました。事務局は九時二〇分に集合、原告・支援者の皆さんには、はがきで、九時半に集合と伝えていたのですが、向こう側が大動員をかけていてすでに百人以上の人が集まっています。裁判所職員に尋ねたところ、九時四五分の抽選の時から、二七七人の人が集まったそうです。割合は、向こう側三に対してこちらは一といふところか。七九席の傍聴席もそれ

くらいの割合だったと思います。遠方からお越しの原告の皆さんに法廷に入ってもらいたくない事態になり申し訳なく思っています。法廷の柵内の当事者席には、菱木と、意見陳述したA・Tさん、合祀取消訴訟の原告だった古川佳子さん、松岡勲さん、九州の木村真昭さん、四国の安西賢誠さんに入ってもらいました。

当方は、訴状の要旨を吉田恵美子弁護士と新井邦弘弁護士が分担して陳述しました。吉田さんは、安倍の靖国参拝によって侵害された「内心の自由形成の権利」「信教の自由確保の権利」「回顧・祭祀に関する自己決定権」「平和的生存権」のうち、今回の訴訟の目玉である平和的生存権の侵害を中心に訴状の要旨を述べるとともに、最後にこの訴訟の意義としてつぎのように付け加えられました。

「内閣総理大臣の公式参拝が違憲であることはすでに過去の裁判で明確に判示されています。その重要性を今一度認識する必要があります。内閣総理大臣として行った違憲行為により、内心形成の自由や平和的生存権という、憲法上の基本権である極めて重要な権利を侵害された原告らがいるのです。憲法上の権利を侵害されておきながら、その被った精



裁判後集会での若者たちの報告・発言



会場は満席！床に座って耳を傾ける原告・支援者

神的損害を単なる不快感として、矮小化することは到底許されません。

さらに、小泉総理の公式参拝時から時代は急展開しています。安倍内閣の国防政策と一連一体の行為として、安倍総理が靖国神社参拝によって戦争の準備行為をなしていることに怒り、恐怖を感じる原告らの精神的損害は、立憲主義の日本国憲法のもと、明白に法的に保護すべきものであります。」

まさに、今度の訴訟の精神を明快に述べたものであると思います。

次に、新井さんが、訴状の損害賠償の必要性を述べた部分の要旨を述べるとともに、この訴訟は単に参拝の違憲性の確認のためになされたのではなく、違憲は当然のこととして、政権の違法を止めるべく司法の責任遂行を強く訴える意見を陳述されました。訴状に書かれていない部分もあり、閉廷後に裁判所に書面として提出しました(吉田さんの陳述についても同様に提出)。参拝の違憲性は明白であるという点について、「いやしくも法律家である限り、合憲と判断すればその見識を問われるといっても過言ではない」などという一節があり、痛快ですよ。

被告の側は、答弁書を陳述しました。この「陳述」というのは、実際に声に出して何かを言うということではなく、事前に提出した訴状、準備書面、などを裁判官が「陳述しますか」と尋ね代理人が「はい。陳述します」と答えれば陳述したということになるある種の法廷儀式です。

この種の裁判では、被告国などがこの「はい。陳述します」以外に実際に声に出して何か言うということはほとんどありません。傍聴席にいる人は何が行われているのかほとんどわからず、法廷は二、三分で終了するということもめずらしくあります。しかし、今回は短い時間でしたが、国と靖国の代理人が実際に声に出して要旨を述べました。被告側の傍聴人に配慮したんですね。安倍個人の代理人は「陳述します」だけでしたが、答弁書の中味には「参拝は私的であって職務としてなされたものではない」と明言されてあって、ちよつと面白いです。小泉訴訟では、地裁・高裁・最高裁のすべての一八判決のうち三判決が職務行為性を肯定し、内に判決が違憲判決でした。合憲判決はないのはもちろん職務行為性を否定した判決もありません(台湾関係二次訴訟の大阪地裁判決が微妙な言い方であるが、否定に近い判

決と言えるかもしれません。ただし、それは、その後の高裁判決で明快に取り消され、小泉の形式以上に職務性が濃厚な安倍の職務行為性についての否定はもうないと思います)。靖国の答弁書には「首相の参拝を受け入れてはならない」とする当方の訴えについては、「安倍の参拝が外見から私的なものなのか公的なものなのかを判断することができない以上、それに応ずれば靖国の宗教活動の妨害になる」という反論がなされています。これも面白い。

そして、最後に、A・Tさんの原告意見陳述がありました。「私は戦争に行きたくありませんし、靖国神社に祀られたくありません」と締めくくられる素敵な陳述でした。(三ページに全文掲載)。

最後に裁判所から次回弁論の期日の打診があり、一〇月二一日(火)一〇時に決まりました。裁判所は、とりあえず、被告三者に、少なくとも双方に争いがないことが予想される事実関係の認否(公用車で رفتたと指摘されているが本場にそうかどうかなどを答えること)をして、きちんとした主張を促しました。裁判所は、当方に対しては、被告の主張を見てからでなければ立証計画たて

られないかもしれませんが、などと丁寧な態度でしたが、これは、慇懃無礼ってこともありますね。この二回目の弁論の後に今後の弁論のやり方を決める「進行協議」を入れることが決まりました。

閉廷後ただちに弁護士会館で法廷に入れなかった人たちも対象に報告と解説のミニ集会を行いました。部屋に入りきれないほどの人が出席しました。東京訴訟事務局の荒井さんも駆けつけてくださり、小泉首相参拝違憲訴訟やそれ以前からの付き合いがある懐かしい人、今回の訴訟で初めて出会った人、いろいろな人との交流ができて楽しい一日でした。

事務局 菱木政晴

第二次原告提訴日決定！

●九月一八日(木)午後一時

大阪地裁

●提訴報告集会・同日六時半

エル大阪 七〇九号

詳細は八ページに掲載



原告意見陳述

A・T

A・Tと申します。年齢は24歳です。被告安倍晋三は、2013年12月26日に、靖国神社を参拝しました。それは、「政治や社会の状況に関心がない」とも揶揄される、“若者”の一人である私にさえも、これからのこの国の行く先に恐怖を感じさせるものでした。

私は、いわゆる「ゆとり世代」ですが、小学校から平和教育を受けてきたし、戦争はいけないことだということは、歴史の授業などでも繰り返し教えられてきました。その授業は、広島原爆ドームや沖縄戦に関する資料を見て、戦争の悲惨さを知り、二度と過ちを繰り返さないために、私たちができることは何かを考える授業でした。大学に入学してからは、宗教や思想の歴史と向き合い始めましたが、その志の根底には、いつも平和で争いのない社会への想いがありました。

そうした私自身の受けてきた教育を回顧しても、首相の靖国神社参拝は、アジア太平洋戦争への反省を、著しく欠いた行為です。被告安倍は、参拝の経緯を「二度と戦争を起こさないため」とか、「平和のため」と言っています。しかし、もし本当に平和を願っているのなら、戦争で死んだ人を「御英霊」として顕彰する神社には参拝しないでしょう。それは、あきらかに「戦争への準備行為」との認識のもとで、参拝しているのです。

今回の被告安倍の参拝は、私たちの平和的生存権の侵害にはかなりません。また、内閣が7月1日に閣議決定した集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法を内閣自身で勝手に解釈するというものです。これは、極めて独裁的な決定です。立憲主義に立っている国とは到底思えません。

名古屋高裁は、2008年4月17日に自衛隊イラク派兵違憲訴訟の判決のなかで、平和的生存権について、次のように述べています。

平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるということができる。

被告安倍は、これまでの訴訟で参拝が違憲と判断されているのを知っているにもかかわらず、参拝しています。つまり被告安倍は、靖国神社への参拝が違憲行為だと認識しつつも、自身の強い執着に則って、参拝に踏み切ったのです。また被告国や被告安倍は、今回の靖国神社参拝に続いて、秘密保護法の制定や、集団的自衛権の行使容認など、まさに「戦争への準備行為」を着々と進めているように、私には思えてなりません。こうした事実からいま一度申し上げると、被告らは私たちの平和的生存権を侵害しています。私は戦争に行きたくありませんし、靖国神社に祀られたくありません。

よって、被告国及び被告安倍は、自らの行為を憲法違反だと認め、この行為への謝罪と、二度と参拝しないことを約束し、また被告靖国神社は、今後一切内閣総理大臣の参拝を受け入れないことを約束するよう、司法の良識ある判断をいただきたいと思います。以上のことを、“若者”の一代表として、訴えさせていただきます。

第一回口頭弁論 2014年7月28日

意見陳述

原告ら訴訟代理人
弁護士 新井邦弘

首相の靖国神社参拝をめぐるいわゆる靖国訴訟は、一九八五年の中曽根前首相の参拝に対するものを皮切りに、二〇〇一年の小泉前首相の参拝に対するものがあり、それに続くのが二〇一三年の安倍首相の参拝に対する本件である。

これらの訴訟においては、初めの頃は、「そもそも原告らが訴える精神的苦痛は法的保護に値しない」として、憲法判断をするまでもなく棄却するといった判決が大半であった。その背景には、「このような訴訟は実質的には首相の靖国神社参拝に対する憲法判断を求めるもので、要するに主観訴訟の姿を借りた『客観訴訟』であって、抽象的な違憲審査を求めるものだ」といった考えが根底にあったと推察される。

ところが、小泉前総理の参拝めぐっては憲法判断に踏み込んだ判決が言い渡された。しかも、憲法判断を行った判決はいずれも違憲と判断した。合憲と判断した判決はない。首相の靖国神社公式参拝について憲

法適合性を判断すれば、合憲と解する余地がないことは明らかである。いやしくも法律家である限り、合憲と判断すればその見識を問われると、いつても過言ではない。

当初の靖国訴訟においては、憲法判断を回避する方策として、いわば入口で、原告らが訴える被侵害利益の権利性を否定するという手法が採られてきた。しかし、判決の集積によって、首相の靖国神社公式参拝の違憲性そのものについて疑う余地がなくなつた現時点では、違憲判断だけを目的とした訴訟を提起する意味はなくなつた。原告らは、違憲であることは当然の前提として、違憲であるにもかかわらず繰り返される公式参拝がどれほどの精神的苦痛を与えているかを訴え、それに対する損害賠償と再発防止を何よりも切実に求めているのである。基本的人権にかかわる重要、かつ破廉恥にも繰り返される問題で、憲法上の争点が明確である場合には憲法判断は回避されるべきでない。従来のような入口論で原告らの訴えを斥けていた頃とは状況は一変した。裁判所におかれては、その意味を十分に受け止めていただけるよう切に願ひする次第である。

憲法は前文で主権在民を宣言し、国政は国民の厳粛な信託によるもので、その権威は国民に由来するとする。その上で、尊厳ある個人の存在を支える基本的人権の尊重、平和主義、平和のうちに生存する権利を人類普遍の原理とし、国際社会において名誉ある地位を占めるべく、国家の名誉にかけて、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓っている。我が憲法がこのような理念に裏打ちされたものである以上、国政のトップに立つ内閣総理大臣が、公然と憲法を蹂躪するということとは、決して許されるものではない。この憲法を掲げた社会に生きる者としては、尊厳ある個人としての存在そのものを、こともあろうに一国の長に踏みにじられたという思いを抱いても当然である。司法が、主権者のこうした思いが法的保護に値しないなどとすることは、立憲民主国家における法の番人であり、人権保障の最後の砦としてあるまじきことである。

また、こうした重大な憲法価値の侵害は、我が国の憲法に違反するという対内的問題にとどまらない。同じく前文は、全世界の人々が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の内に生存する権利を有することを確認

している。そして、いずれの国家も自国のことのみに専念して他国を無視してはならず、こうした政治道徳の法則は普遍的なもので、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であるとしている。こうした理念に立つ憲法のもとでは、内閣総理大臣が重大な憲法価値を蹂躪するということとは、そうした人類普遍の原理と国際社会における普遍的な政治道徳の法則を踏みにじることでもある。そうすると、原告が日本国籍を有すると否とを問わず、この憲法の重大な価値の侵害により受ける精神的苦痛を法的保護に値しないなどとしていては、国際社会における名誉ある地位とはほど遠いものとなる。また、国際社会における憲法価値の実現も到底おぼつかない。

いずれの観点からも、原告らの精神的苦痛が、納得できる説明もないまま、「法的保護に値しない」との判断を繰り返すだけでは、司法への信頼の失墜も地に落ちるであろう。

本来は、損害額や訴訟件数が膨大化が予想されることを慮つて被侵害利益が法的保護に値しないとすることなどあつてはならないはずである。

投票価値の平等を求める選挙無効確認訴訟においても、無効とした場合の政治的混乱は計り知れないものが予想される。そこで、投票価値の平等という重大な基本的人権の侵害に對しても、事情判決という救済的手法が採られてきた。しかし、これについても今般、とうとう無効判決が言い渡されるに至った。

首相の靖国神社公式参拝も憲法上の重大な価値と重要な基本的人権にかかわる問題で、しかも重大でありながらも繰り返されている問題である。憲法判断を回避すべきでないことはいうまでもなく、その違憲性は常に明確にされるべきである。

しかしそれにとどまらず、原告らの精神的苦痛についても、単に法的保護に価しないというだけで一蹴するような判断を続けていれば、明白な違憲行為であっても損害賠償は認められないといった安易な考えから、憲法違反を繰り返してでも自らの政治的主張を押し通そうとする政治家が今後も絶えないであろう。国政を担う側だけにそうした強引な政治手法の抜け道を与えていているようでは立憲民主社会などとは到底呼べない。

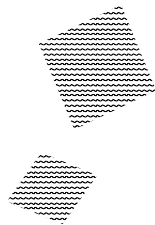
首相の靖国神社公式参拝が違憲であることには異論のなくなった現段

階では、靖国訴訟の真の目的が、もはや違憲判断そのものにあるとはいえなくなった。違憲判断を超えて、首相の重大な憲法違反行為が原告らに与える精神的苦痛が償われるべきであるとの裁判所の判断を獲得することが真の目的であることがより一層明らかとなった。

裁判所には、原告らの悲痛な叫びに耳を傾け、その精神的被害に対する救済の必要性を十分に吟味され、立憲民主社会の名に恥じない社会の実現に向けて、公正に判断されるようお願いする次第である。

以上

二〇一四・七・二八



★原告の皆さんの訴訟に託した思い、なぜ原告になろうと思ったのか、それらの思いを「意見書」にまとめてみませんか？裁判所にも届けたいと思います。こちらは九月末まででも間に合います。事務局まで郵送して下さい。

◆◆◆ 二次原告意見書より ◆◆◆

私人ではない「内閣総理大臣として」の安倍晋三の靖国神社参拝によって、私自身が既に、平和的生存権、特に生命と自由が侵害の危機にさらされ、実害を受けていると感じ、第二次原告に加わりました。

今回の東京・大阪での第一次提訴に対して、インターネット上で反対者からの匿名でのヘイトスピーチが繰り返されていることを聞きました。それは、私自身にも向けられていると受け取らざるをえず、私自身の平和的生存権、生命と自由が、侵害されていると強く感じます。

国権の責任者「内閣総理大臣」としての参拝が、ヘイトスピーチを激化させていることは明らかです。ヘイトスピーチ自体について、スピーカーの犯罪性と同時に、安倍首相の責任を問いたいです。

パソコン、インターネットの広がり、新しい人権侵害を生んでいます。過去の靖国裁判とは違う、IT 社会化を踏まえた判決を求めます。(K.M)

(紙面の制限上少し省略しました)

傍聴記

傍聴記 第一回弁論

三好慶祐
(九州原告)

七月二八日、溜まっていた仕事を片付けて、寝た感覚はほとんどないまま五時三〇分に家を出ました。私にとっては初めての大阪地裁です。六時三〇分博多発の新幹線に乗って新大阪まで行き、地下鉄に乗り換えて淀屋橋駅で降りてからは、スマホのグーグルマップを頼りに裁判所へ向かいました。手前の中央公会堂と間違えながらようやく原告集合時間の九時三〇分に正門に到着すると、すでに入り口付近には大きな人だかりができていて、そこで裁判所の職員に「抽選券」を渡されました。傍聴希望者が多くて抽選による傍聴券の配布になるとのこと。うだるような暑さの中、人ごみをかき分け自分の当選番号を確認してから法廷内へ向かいました。後で聞いたところでは当選する確率は三五%ほどで、希

望者は原告側一に対して被告側三の割合だったそうです。人数的には完全にアウエー状態だったんですね。

そもそもこの裁判は浄土真宗本願寺派という宗教教団に所属する私にとって、かつての戦争を聖戦とし、多くの人々を戦争へ向かわせる精神的（信仰的）正当性を「仏教」として説いた過ちを、いわば靖国化した自らの教団への痛烈な批判を持つて、至大な懺悔の念と二度と同じ過ちを繰り返さないという思いで原告に名を連ねさせていただいた裁判なのです。

法廷では冒頭に吉田恵美子弁護士より訴状の要旨についての陳述がありました。特にこの裁判での私たちの訴えの柱である「平和的生存権」についての陳述でした。二〇〇八年の名古屋高裁判決を根拠として平和的生存権が具体的権利性を有していることを押さえたうえで、安倍首相の靖国参拝がその権利を侵害する行為に外ならず、許されない違法行為であることを述べられました。さらに、集団的自衛権行使の閣議決定等の政治的状況と結び合わせて述べられたことは、「戦争への武力の準備」と「戦争へ向かう心の準備」（靖国参拝）が両輪の如く存在していると

いう、この問題の主眼とすべきポイントを明確にしてくださいました。また、首相の靖国参拝が違法であることは過去の裁判で明確になっていることを認識する必要性と、小泉元首相の参拝当時から現実的に「戦争の恐怖」が想定される状況であることを考えれば、原告の法的保護はより必要不可欠のものであるという力強い訴えでした。

続いて新井邦弘弁護士より訴状の損害賠償に関しての陳述がありました。過去の靖国裁判ではいずれも参拝の違憲性は認められたものの、損害賠償の権利性は否定する判決がなされてきましたが、もはやその手法は通じないだろうという訴えでした。もし過去と同じような判断を行えば「憲法違反を繰り返してでも自らの政治的主張を押し通そうとする政治家が今後も絶えないであろう」という見事な説得力のある訴えと、司法の信頼性と責任性に訴える陳述で、私の中でこの裁判の位置づけと意味合いは確信でき納得できるものになりました。

そして最後にA・Tさんの意見陳述でした。二四歳の青年が法廷内で堂々と自分の意見を述べるすがたに感動し、「私は戦争に行きたくあり

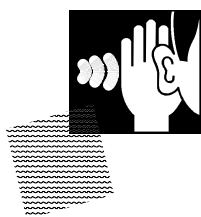
ませんし、靖国神社に祀られたくありません」という言葉に、これから一緒に裁判を闘っていくなかまとして大きな勇氣と力をもらいました。

そのAさんの陳述の時に私の席の二席ほど隣の人が嘲笑したのを聞いて怒りが込み上げました。九州から出て来て知人も少ない私は、傍聴席が圧倒的に被告側の応援団が多いとは全く知らなかったのですが、その時自分の周りがほとんど被告側の人であることに気づきました。さらに次回弁論の日程調整の時には蚊の鳴くような声で「二、三年後」と言っていて笑っていました。昨今、公の場での「野次」が問題になっていますが、全く品性に欠けるそれらの「野次」に、彼らの人権意識の無さと、だからこそ靖国参拝を擁護する考えを持つという理由も理解できました。人間のことばを聞く心を忘れてしまっています。悲しいことです。

靖国神社側の答弁では、首相の参拝とそれ以外の参拝の区別は難しいから、私たちの訴えである「靖国神社は首相の参拝を受け入れるな」ということには対処できないという理由で棄却を主張しました。しかし、私も一宗教法人の責任者としての立場にいますが、公用車を使い、たくさんさんの護衛を従えて参拝するのです

から、区別できないなどということとは全く考えられないことです。テロや脅威だと過剰に危機感を煽りながら、どこの誰ともわからない人を昇殿参拝させるのでしょうか。事前にアポイントを取ったうえでの参拝である事は明白です。にもかかわらずそういう言い逃れをすることも、全く品性に欠けています。

閉廷後に弁護士会館で裁判の報告や意見交換などがあって、ようやくそこで私は多くの原告のみなさんと顔を合わせることができました。反省すべき点も多く語りましたが、私にとってはみなさんと顔を合わせることでできたこと、訴訟の内容がいろいろな点で再確認できたこと、そしてこれからこの裁判を闘っていく勇氣と力をもらえたことが嬉しい第一回口頭弁論でした。



感想

「なぜ靖国問題の訴訟に関わるのか。」

地裁へと向かう道中、私は自らに問いかけ続けていました。それは以前、知人に投げかけられた問いでした。そのとき私は何と答えたのか。さちんと答えられたのだろうか。記憶を辿りながら、うだるような暑さのなかを歩いていました。

安倍政権への批判のために。戦争のない「平和」な未来のために。大学院で学んだ歴史学を実践するため。動機はひとつではなく複雑に絡み合っています。

安倍による靖国神社への公式参拝は、私にとって非常に不快な出来事でした。日本の加害行為を否定する言動や、「殉国」を積極的に肯定するような参拝行為からは、戦争の臭いがしてなりません。特に集団的自衛権行使容認の閣議決定以後、その異臭は強くなったように感じます。戦後生まれの私が感じるその臭いは、戦争体験の手記などから知ったものです。それが今、日常の生活のなかでもリアルな危機感と共に、感じられるようになってきていると思います。大学院

傍聴記 第一回弁論

K・E子
(若者原告)

で学問として学んだ戦争は、決して華々しいものではなかったし、そこで亡くなっていた人びとの声は壮絶で悲惨でした。兵士、女性、アジアの人、連合国の人。年齢や民族、国籍を越えて語られてきた戦争の体験。それらの手記に共通していたのは、「平和」な社会を求める声でした。名前も顔も知らない人びとの声は、紛れもなく戦後世代の私に語られたものでもありました。暑い

日中、汗を流しながらわざわざ地裁へと向かう理由のひとつには、そうした声を見無視できないという気持ちがありました。戦争の臭いを実際にかくことのないように。自分の子供や孫の世代にも「平和」が続いているように。その願いを繋ぐための方法のひとつとして、訴訟に関わっていきたいのです。

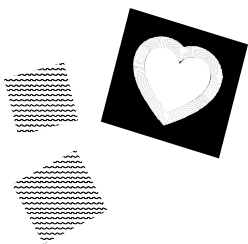
私が地裁に到着したときには、既にたくさんの方が傍聴の抽選券を片手に、玄関前で待っていました。その人ごみのなかに友人たちの顔を見つけ、ようやく安心できました。初めての裁判でこれほど多くの傍聴希望者がいることに、知らず知らずの

うちに緊張していたのだと思います。大学で机を並べている友人が意見陳述をするということ、必ず傍聴したいと思いつながら私も人ごみのなかに入っていました。傍聴するだけで緊張していた私とは違い、意見陳述する本人がいつも通りにこやかに笑っていたのには、非常に心強い印象を受けました。残念ながら抽選に外れ、私を含めて大学の友人たち全員が傍聴できませんでした。しかし、それでも「まあ今回はいいか」と思えたのは、「彼に任せていれば大丈夫だろう」という安心感があつたからでしょう。

最後に、その後の報告会の際に和田弁護士が、「平和」とはなにかということを主張していく必要性がある、と述べられたことに関して、少しだけ述べたいと思います。確かに、「平和」とは当然のことのようで、実に曖昧な概念です。これを自分たちのなかで定義づけることは必要不可欠なことでしょう。では私はどうでしょうか。先に、私が訴訟に関わる理由は「平和」を求めるからだとは触れましたが、その「平和」とはどのようなものなのでしょうか。戦争が勃発することをもって、「平和」の崩壊というのでしょうか。それは違うと思います。友人たちとの他愛

もない会話が、これからも続くのだと思えること。大切なひとたちの幸福を願えること。自分がいざれ母となることを、何の不安もなく夢見ることができること。そして、嫌なことを「嫌だ」と主張しても、不当な誹謗中傷を受けないこと。これら私がいちいち描く「平和」な社会の要件です。すべて当り前のことにもかかわらず、これらは全て安倍の靖国参拝によって侵害されています。それを主張していくことは必要不可欠なことです。

私に「なぜ訴訟に関わるのか」と尋ねた知人に、今日の感想を伝えよう、自分の考える「平和」は既に脅かされているんだよ、と伝えてみよう。知人はどんな顔をするだろうか。嫌な顔をするだろうか、困り顔になるだろうか。それでも、訴訟に興味のない知人に話すということもまた、願いを繋げるひとつの方法なのだと思います。その日は地裁を後にしました。



事務連絡

この通信七号からは二次原告にも届いていると思います。

*住所ラベル左上の数字2は二次原告の委任状が届いている方の印です。名前の後の数字は一次原告の原告番号です。

*住所・名前の間違、封書の重複などありましたらお手数ですが、事務局まで電話、FAX、通信等でお知らせ下さい。

*たくさんの方からカンパが寄せられています。カンパに込められた平和への思

い、ジンと伝わります。心から感謝です。

*郵便振込での入金には領収書の発行は省略させていただきます。(振込控を代替)別途、会からの領収書が必要な方はその旨振込用紙メモ欄に明記ください。

◆書籍紹介

おなじみ「反天皇制市民一七〇〇誌」三六号巻頭文は若手研究者近藤俊太郎さんによる「靖国神社の政治・宗教的性格とその歴史」です。お勧めの一文です。

その他人気連載、適時論文満載です。(全四四ページ)是非お買い求め下さい。お代は送料込みで五〇〇円
事務局までお電話／FAXでお申し込みください。

編集後記

★今訴訟の特徴の一つ、若者原告の声には是非注目下さい。私たち世代とは又ちがった感性と危機感が鮮明です。戦争国家を食い止めることが出来なければ、否

応なく、彼らがそんな社会の主人公になつてしまします。

★日本の青年ばかりでなく、今や相当数の「中国系、韓国系、日本国籍」の多くの青年たちも同様に「徴兵」される、日本兵として。こんな事実、ご存じでしょうか。この訴訟には私も含め「在日」原告も少なからず加わっています。私たちに「平和的生存権」があるのやら、ないのやら：！それでも黙ってはいられない。共に闘わねば！

JO

9/18

安倍靖国参拝違憲訴訟

台湾原告と共に・第二次原告提訴！

靖国の本質は、戦争で死んだ人を「天皇のために進んで命をささげた人」として顕彰し、後に続く若者たちの模範として利用するというところにあります。それが「靖国合祀」です。この顕彰と利用は、植民地とされた韓国台湾の人びとにも及んでいます。靖国神社は、台湾植民地化の過程で死んだ日本軍人・警察官を合祀・顕彰する施設に、アジア・太平洋戦争に動員された台湾原住民を合祀し、顕彰・利用しています。また、沖縄では、日本軍によって避難していた壕から追い出された住民や自決(集団強制死)を強いられた人たちが、「進んで皇軍に協力して死んだ」と意味づけられて靖国に合祀され、顕彰・利用されています。

安倍の参拝は、このような「合祀」という強力な情宣活動の中で極めて重要な役割を果たしています。安倍は靖国と一体となって戦争準備を行っています。

安倍首相靖国参拝違憲訴訟二次提訴には、小泉参拝違憲訴訟で違憲判決を勝ち取った人たちを含む台湾の原告が加わります。また、沖縄の合祀取消訴訟を闘った皆さんも参加します。一次原告の皆さん、また、今回新たに原告に加わった皆さん、そして、これらを支援するすべての皆さん、9月18日に改めて結集し、交流を深めましょう。

★提 訴 2014 9月18日(木) 1:00
12:45大阪地裁正面玄関前集合

★提訴後報告集会

日 時 2014 9月18日(木) 6:30～
場 所 エル大阪 709号
(地下鉄・京阪「天満橋」西へ300m)
参加費 500円

2014年 合祀取消要求・靖国行動 今年も靖国神社に出かけていきます！

靖国神社に合祀取り消しを遺族の責任として求め続けましょう！

私たちは靖国神社に家族が合祀されていることが嫌なのだ。安倍首相に「感謝」されるいわれはない！遺族は、安倍と靖国神社による死者の政治利用、まして戦争準備のための「靖国思想」宣伝に利用することを断じて許さない！

以下第三回靖国合祀取消要求行動の日程予定です。

日時 一〇月一四日(火) 一一時

合祀取消要求行動にチャレンジしてみようと思う遺族の方、直接靖国神社に出向けなくても「要求書」だけでも届けたいと思われる方

詳しくは、靖国合祀イヤですアジアネットワークまでご連絡下さい。